2021年4月7日　参議院決算委員会　会議録抄

省庁別審査；皇室費、内閣、内閣府本府、警察庁、

消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫の部 質疑

**○岸まきこ**　立憲民主・社民の岸真紀子です。

　二〇二〇年、昨年の三月三十一日ですが、参議院の本会議において可決、成立しております改正労働者災害補償保険法、いわゆる労災法についてお伺いをいたします。

　これは、多様化する就業ニーズに対応した労働者のセーフティーネットとして整備されました。一点目は、複数事業労働者という概念を創設、いわゆる副業とか兼業といった複数を掛け持つということを認めた制度となっています。二点目は、複数事業労働者の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡、いわゆる労働災害ですが、これについて、一つの仕事ではなく複数の仕事を総合的に評価をして認定をする。例えば脳・心臓疾患であれば、労災の認定基準があって、月八十時間を超える時間外労働を二か月以上続けるとか、月百時間を超える労働時間とか、そういったものですが、掛け持ちの仕事をしていても合計するとそれが百を超えるというか、基準を、百を超えれば認定されるというようなことが可能となりました。三点目は、労働災害が認められた場合の補償の基礎となる給付基礎日額が、災害が発生した職場だけではなくて、それ以外のもう一つの、二つ掛け持ちしていたとすると、もう一つの職場の賃金についても合計した金額が基礎額となるというふうに、三点改正がされたところです。

　そこでお伺いしたいのは、この改正労災法に伴う公務職場、特に私が気にしているのは非正規の状態です。非正規の国家公務員の取扱いがどうなっているのか、人事院にお伺いします。大きく三つ申し上げましたが、これが該当となるのかならないのか、また、検討事項となっている部分があれば、それは今後どうなるのかということまでお伺いいたします。

○合田秀樹　人事院事務総局職員福祉局長　お答えいたします。

　委員お尋ねの昨年の労働者災害補償保険法の改正により導入されました複数事業労働者についての取扱いということでございますが、一般職の国家公務員が民間企業で兼業している場合に公務上の災害又は業務上の災害を受けた場合について、御指摘の三点について、それを、例えば給与を合算、給与と賃金を合算して公務災害又は労働災害等に取り扱うといったような取扱いはございません。

　この論点の存在というのは私ども認識しておるところではございますけれども、労災制度、国家公務員の災害補償制度、さらには地方公務員の災害補償制度、それぞれ別の制度としてなっておるところでございまして、また、費用負担の在り方等々なかなか難しい論点があって、現在まで特段の措置がなされていないというところでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　私も、深く調べていくと本当に複雑な制度になっていて、なかなか、民間の非正規労働者の処遇改善にはつながっているんですが、公務職場についてはやっぱりその制度が違うということもあって難しいというのはすごく分かりました。

　ただ一方で、非正規がやっぱり大変な状況にあるので、まずは非正規についてやっぱり検討していく必要があるのかなと思って、今回ちょっと問題として挙げさせていただきました。これは引き続きの課題としていきますので、今日はここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

　二点目には、子ども・子育て新制度についてお伺いをします。

　子ども・子育て新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために二〇一五年から始まりました。良いこともありますが、例えば待機児童が減ったとかですね、そういうこともありますが、一方でまだまだ改善が必要なこともあります。更なる改善を目指す観点から、幾つか御質問させていただきます。

　まず、特定教育・保育施設等の各施設の改善が必要なところは指導監査が重要となっています。例えば、施設の広さであったり、環境、保育士の数とか賃金改善などは、働いている保育士等の、だけの問題ではなくて、そもそも子供の安全や命にも関わる問題です。

　制度開始から二〇一九年度までの全国における指導監査の都道府県、市町村別、施設別の実績というのは内閣府で把握しているのでしょうか。また、実地指導は、三年に一回、全ての特定教育・保育施設に行うことが原則と定められていますが、実施できていない自治体というのはあるのかというのをお伺いいたします。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お答えいたします。

　特定教育・保育施設等における指導監査につきましては、幼保連携型認定こども園につきましては認定こども園法、それから幼稚園、幼稚園型認定こども園については学校教育法、それから保育所、保育所型認定こども園等については児童福祉法に基づき、都道府県、それから政令指定都市及び中核市がそれぞれの法に基づいて施設監査を行うこととされております。あわせて、子ども・子育て支援法に基づきまして市町村が確認監査を行うこととされておりまして、都道府県等が行う施設監査と連携して実施するように求めておるところでございます。

　実績でございますけれども、特定教育・保育施設等に対する指導監査の実施状況につきましては、施設監査につきましては、例えば保育所は平成三十年度で二万三千百八十三施設中で一万九千二百四十九施設、割合にしますと八三％で実施されているところでございます。

　ところが、一方、確認監査の方でございますけれども、内閣府から、基本的な考え方とともに具体的な指針を示し、各市町村において定期的かつ計画的に実施していただくよう依頼はしているところでございますけれども、実績等については現時点では把握はしておりません。

　今後、内閣府において調査方法等を検討した上でしっかり把握していきたいというふうに考えているところでございます。

**○岸まきこ**　現時点では把握までは至っていないという御回答でした。

　ただ、保険医療機関の指導監査状況は公表もしています。実際にどこが、どの市町村で何件やっているかということまで公表しています。この特定教育・保育施設も是非公表まで、把握をして公表までしていただきたいと考えます。なぜかというと、やっぱりそれが幼稚園とか保育園の保育士の数であったり施設の大きさであったり、そういった整備に、運営側への抑止力になったり自浄効果につながっていくからです。是非、引き続き、すごく難しい問題かもしれませんが、指導監査を徹底していただきたいと思います。

　次に、文科省にお伺いをいたします。

　指導監査については、私立幼稚園、私立の方ですね、私立の幼稚園は建学の精神でこの子ども・子育て支援事業の指導監査については留意事項となっているはずなんですが、子ども・子育て新制度の枠に入っているのになぜ留意事項とされているのか、また、こういったところについては指導監査というのは行われているのかというのをお伺いいたします。

○蝦名喜之　文部科学省大臣官房審議官　お答え申し上げます。

　私立幼稚園に関しましては、学校教育法に基づき都道府県知事の認可を受けておりまして、この当該認可に係る基準の遵守等の観点から都道府県が指導監督を行ってございます。先ほど内閣府の答弁で、施設監査といったような形での監督、監査を行っているというものがございます。同時に、子ども・子育て支援法第二十七条の市町村の確認を経まして施設型給付の支給を受ける私立幼稚園に対しましては、この確認に係る基準の遵守等の観点から市区町村が指導監査を実施することとされてございます。

　施設監査と指導監査、両方ある場合があるということでございますけれども、子ども・子育て支援法に基づく市区町村による指導監査の実施に当たりましては、施設の負担軽減等の観点から、事前に都道府県及び市区町村間で調整を行い、監査の際に求める資料やその様式等について都道府県内において統一化をするなど、相互に連携を図ること等に留意をすることとしているところでございます。

　この実態につきましては、その件数等について把握をしてございませんけれども、こうした留意点なども踏まえながら、各自治体の判断におきまして適切に指導監査が実施をされているものと認識をいたしております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　公立の方は徹底的に指導監査というのが行われていると思うんですが、調べたところ、余り私立の方の幼稚園については指導監査まで至っていないというような事例もあります。なぜこれが問題かというと、公立より私立の方が教諭の在職年数が短いというのがありますし、しかも、毎日とは言い過ぎですが、大量に退職するという幼稚園、私立幼稚園というのがよくニュースでも上げられている実態にあります。やっぱりこれは、処遇が悪かったり賃金の問題であったり、様々な要素を含んでいるんではないかと考えます。

　私立幼稚園は必須とはなっていないんですが、こういったところこそ指導監査の徹底が必要ではないかと思いますので、引き続き文科省からも御指導をお願いしたいのと、内閣府としても、やっぱり子供の安全を守るというのはすごく大事なことなので、この指導監査というのを徹底していただければと思います。

　次に、二〇一九年度に子ども・子育て支援情報公表システムというのを構築をして、昨年の九月三十日から公開を行っていただいています。中身を見ると、残念ながら大事な項目が未入力となっていました。例えば、教育、保育に従事した経験年数、保育士の方とかですね、そういう方の経験年数は、ベテランのいるところに預けたい保護者から見ればこのシステムがすごく大事な情報なんですが、半分以上が未入力となってしまっています。

　これ、更なる改善をお願いしたいんですが、このことについてお伺いできますか。

○嶋田裕光　内閣府子ども・子育て本部統括官　お答えいたします。

　子ども・子育て支援情報公表システム、ここｄｅサーチでございますけれども、保護者の認定こども園、幼稚園、保育所等の選択に資する施設情報の公表をインターネット上で行うウエブシステムとなっております。

　本システムは、子ども・子育て支援法第五十八条に、特定教育・保育提供者は確認施設情報を都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告の内容を公表しなければならないとありまして、また、児童福祉法第五十九条の二の五に、認可外保育、認可外施設の設置者は運営状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事は公表するものとするとあることに基づきまして、教育、保育の内容や利用定員、実費徴収額などの施設情報を地図上で検索、閲覧できるものとなっておるところでございます。

　本システムは、先ほど委員からもお話ありましたように、昨年の九月に一般公開を開始したばかりでございまして、認可施設の公表率は令和三年三月末現在で九一％、アクセス数は令和三年二月末現在の累計で約七十八万件となっております。

　一般公開に当たりましては、まずは検索、閲覧できる施設数自体を増やすことに重点を置いて情報の入力等を促してきたところでございますけれども、今後、委員御指摘のような保育士等の経験年数などの項目など利用者の選択に資する情報を更に充実して、させるよう自治体に依頼してまいりたいと考えているところでございます。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　まずはスピードを重視して動かすと、公表することが大事だということでスタートしたと思うんですが、確かに自治体の方も多大な業務の中で入力作業とか大変かもしれませんが、是非、これを見せることによってまた教育、保育に従事した経験年数というものも明らかになってきますので、引き続きこれ御努力をお願いいたします。

　坂本大臣にお伺いいたします。

　昨年三月十八日、内閣委員会で私、質問させていただいたことがあるんですが、保育士の処遇改善等加算についての取組です。できれば、介護の処遇改善加算はホームページに掲載するなど見える化というのが義務化されているので、是非この保育士の処遇改善加算も使っているんだということが分かるように見える化してほしいというお願いと、さらに、その後、この取組についてどうなったかというのをお伺いいたします。

○坂本哲志　地方創生担当大臣　保育士等の保育の現場で働く方々に適切に賃金が支払われるということは非常に重要なことであると考えております。

　処遇改善加算につきましては、加算額の全てを人件費に充てることを要件としておりますが、御承知のように、会計検査院から加算の人件費への充当状況について不適切な事例があるとの指摘等がありました。そのことを踏まえまして、令和二年度から二つのことを、一つは個々の職員の賃金、賃金改善の状況が分かるように、そして二つ目は、加算額に残額があった場合の翌年度における賃金改善額への充当状況、こういったものがはっきりするように、賃金改善計画等の様式を改正をしたところでございます。

　こうした制度の改善を進める一方で、処遇改善の見える化についても重要と考えています。令和元年十二月の子ども・子育て会議の取りまとめにおきましても、更なる処遇改善について、必要な財源の確保や改善努力の見える化等と併せて引き続き検討することとされておりまして、処遇改善の取組状況の公表に関しまして、おっしゃいました介護制度、あるいは先行事例でございます東京都における例も参考にしながら、これから検討してまいりたいというふうに思っております。

**○岸まきこ**　大臣、ありがとうございます。

　引き続き、やっぱりこの処遇改善をするということは、いわゆる待機児童、施設があっても入れないのは保育士の数が足りないということもありますので、保育士がなぜ足りないかというと、やっぱり処遇が悪いということがあります。是非、いい制度なので、これを使えるようにして、引き続きよろしくお願いいたします。

　次に、国家戦略特区による家事支援外国人材の受入れについての御質問をさせていただきたいと思います。

　今日は資料の方も配付させていただきました。この家事支援外国人材の受入れは、二〇一五年の七月の法案審議でも様々な懸念が争点となっていたものです。特に心配されていたのが、実際に家事支援を担うために海外から訪日される外国人労働者の処遇がきちんと確保されるのかどうか。これまでも、日本における外国人労働者の受入れ制度は、技能実習生の失踪問題を始め、低賃金、長時間労働、パワハラ、セクハラなど、解決していないことが多くある中での特区での外国人家事支援制度が本当に大丈夫なのかという質疑がされていたところです。

　コロナ禍において、当時から心配されていたことが起きています。外国人家事支援人材を受け入れる特定機関であるニチイ学館がフィリピンの女性労働者を大量に雇い止めという記事です。残念ながら、こういった事態が起きてしまっています。

　この事案について内閣府が把握していること、そして対応についてお伺いします。

○佐藤朋哉　内閣府地方創生推進事務局審議官　お答え申し上げます。

　今御指摘いただきました家事支援外国人受入事業でございますけれども、本事業につきましては、その適正かつ確実な実施のために、特区の各区域ごとに内閣府を含む国の関係機関と関係自治体を構成員とした第三者管理協議会が設置をされておりまして、外国人材を受け入れている各特定機関の退職者の情報につきましては、各区域の第三者管理協議会へ報告がなされておるところでございます。

　今御指摘のありましたニチイ学館でございますが、ニチイ学館からその第三者管理協議会への報告によりまして、同社の退職者のうち、様々な事情によって帰国せずに引き続き日本にいらっしゃる方が一定数いらっしゃるということは私ども承知をしているところでございます。こうした方々につきましては、第三者管理協議会といたしまして、元雇用主であるニチイ学館に対して、お一人お一人の状況を確認した上で、本人の状況や意向を踏まえてほかの受入れ事業者へのあっせんや帰国支援などを行うように指導すると、こういった対応を行っているところでございます。

　それから、資料でも御指摘いただいておりますけれども、最近、一連の報道があったということも踏まえまして、先般改めて、事業が行われている各区域の第三者管理協議会から同社に対しまして、従業員の退職や社員寮の抜き打ち調査などの事実関係について報告を行うように求めまして、同社から報告があったところでございます。

　現在、第三者管理協議会といたしましてニチイ学館からの報告を精査しているところでございますけれども、その内容等を踏まえて、今後、必要に応じて更なる対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

**○岸まきこ**　大事なことなので、法務省に確認させてください。

　当面の救済措置として、今回、事業者側の圧力、ハラスメント、二枚目の、新聞記事の二枚目にも掲載されていますが、退職せざるを得ない状況に追い込まれた労働者がいます。この方たちに特定活動を発出する、そういったことを行っていただけるという理解でよろしいか、お伺いいたします。

○君塚宏　出入国在留管理庁在留管理支援部長　コロナ禍におきます在留資格上の特例措置につきまして御説明を申し上げます。

　まず、一般的な運用についてでございます。

　雇用主の倒産、雇用先の倒産等により解雇又は雇い止めを通知された外国人の方が在留期限の到来後も求職活動のため在留の継続を希望される場合は、在留資格を今御指摘ございました特定活動六か月に変更いたしまして、引き続き求職活動のための在留を認める運用としておるところでございます。

　一方、出入国在留管理庁では、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大という非常事態への対応といたしまして、解雇や雇い止めなどにより就労活動の継続が困難となった外国人などに対しまして、在留資格上の特例措置として、一定の要件の下、特定産業分野での最大一年の就労が可能な特定活動の在留資格を許可するという雇用維持支援を行っているところでございます。この特例措置につきましては、今般のニチイ学館から雇い止めを通知された外国人家事支援人材も要件を満たすことにより対象になります。いずれにいたしましても、このことにより本邦での就労の継続が可能となるものでございます。

　出入国在留管理庁といたしましては、今後とも引き続き、ニチイ学館から雇い止めを通知された外国人家事支援人材に対しまして、関係府省や自治体とも連携を図るとともに、個々の事情に配慮しつつ、在留資格の付与につきまして適切に対処してまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　是非法務省の方も寄り添った対応をお願いいたします。

　一つ飛ばしまして、各区域では、内閣府、法務省、厚労省、経済省と自治体で構成された、先ほどもお話にあった第三者管理協議会を設置しています。ここがしっかりと管理していくとなっていたはずなんですが、今回のこの一連のことを踏まえると、機能していなかったのではないかと考えるんですが、その部分どうでしょうか。

○佐藤朋哉　内閣府地方創生推進事務局審議官　お答え申し上げます。

　先ほども御答弁申し上げましたけれども、各区域の第三者管理協議会では、この事業の適正かつ確実な実施を図るために、法令及びその法令に基づいて定められております指針、こちらに基づきまして、ニチイ学館を含む特定機関から退職者の状況等について継続的に報告を受けておりまして、さらに、必要に応じて追加的な報告徴収あるいは監査、こういったことを行いまして、詳しい実態を把握いたしまして、必要に応じて指導をすると、こういったような対応を行っているところでございます。

　先ほども申し上げましたとおり、ニチイ学館につきましては、同社を退職した外国人材のうち、様々な事情によって帰国せずに引き続き日本にいらっしゃる方が一定数いらっしゃるということも私ども従前から把握をしておるところでございまして、同社に対しては、ほかの特定機関へのあっせんあるいは帰国支援、こういうことをしっかりやるようにという指導を行ってきたところでございます。

　先ほど申し上げましたとおり、先般改めて、一連の報道があったということも踏まえて、同社に対して改めて報告を行うように求めまして、同社からの報告が出てきたところという状況でございまして、今その内容を精査しているところでございますけれども、必要に応じて更なる対応を検討していきたいというふうに考えております。

　いずれにいたしましても、引き続き、私ども第三者管理協議会といたしまして、関係省庁それから関係の自治体一丸となって、この家事支援外国人受入事業の適正かつ確実な実施に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○岸まきこ**　この外国人家事支援の話ですが、二〇一五年の七月七日の参議院の内閣委員会で、我が党の石橋通宏議員が、現行の労働法令上、日本人と外国人との均等待遇を担保するための法令上の規定はあるのかと質問しています。当時の厚労副大臣は、均等また均等待遇を直接的に規定した労働関係法令はないと答え、当時の特区担当の石破大臣は、家事支援外国人労働者が守られる具体的な制度設計、運用上担保される仕組みというか、体制をつくることを約束しています。

　その後、そういった体制はできていたのでしょうか。厚生労働省、そして坂本大臣にお伺いいたします。

○志村幸久　厚生労働省大臣官房審議官　国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における外国人家事支援人材につきましては、特定機関に雇用される労働者であるため、国籍等を理由とした労働条件の差別的取扱いを禁止する労働基準法第三条など労働関係法令による保護を受けるものでございます。

　他方、外国人家事支援人材とこの家事支援サービスに従事する国内労働者に具体的に着目し、その均等・均衡待遇を直接的に規定した労働関係法令はございません。

○坂本哲志　地方創生担当大臣　委員おっしゃいました平成二十七年の七月七日、本制度創設のための法案審議の際に、本事業を受け入れる外国人材の日本人労働者と、それから、との均衡待遇の確保について質問いただいたときに当時の石破大臣からの答弁があったということは承知をしております。

　この外国人材の均等待遇の確保につきましては、法律に基づいて定められている指針に規定をされております。具体的には、まず特定機関、例えばここで言うニチイは、外国人材を直接雇用し、そして職務内容や報酬額等を明確に定めた雇用計画書を文書により締結しなければならないというふうにされております。その上で、報酬額については、同等の家事支援活動に日本人が従事する場合の報酬と同等額以上でなければならないというふうにされております。また、これは、労働条件の確保状況等につきましては、特定機関は第三者管理協議会に対しまして定期的に報告する、これ三か月に一回でございますけれども、が義務付けられております。その上で、各特定機関からの報告や監査などによりまして、第三者管理協議会としてこれらの規定の履行状況を確認するというふうにしております。

　引き続き、関係省庁と連携をしつつ、これらの規定の確実な履行を含め、本事業の適切な運用に努めてまいります。

**○岸まきこ**　今回、この問題の退職強要をされたフィリピン女性たちから私も直接お話を聞きました。母国に、家族のために、残している家族のために働いてきたと涙ながらに訴えていました。こういった問題になる前に本当は制度がきちんと確保とか確立されていなくてはならなかったのに、残念でなりません。

　引き続き、一方的な今回のような対応ではなくて、やっぱりこの受け入れた側の責任として、大臣、しっかりとこれからも見ていっていただければと思います。

　そのことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。